新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は、後期高齢者医療保険料が減免になります

新型コロナウイルス感染症の感染やそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業等に係る収入に相当の減少がある世帯に属する被保険者の方は、保険料の減免を受けることができます。

【対象者】

次の条件のいずれかを満たす被保険者が対象です。

条　　件	減免内容
①新型コロナウイルス感染症の感染により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方	保険料の 全額を免除
②新型コロナウイルス感染症の感染やまん延防止のための措置の影響により、属する世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の全てに該当する方 ●主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入で、収入の種類ごとに見た令和４年の収入のいずれかが、令和３年に比べて３０％以上減少する見込みであること。 ●主たる生計維持者の令和３年の所得合計額が１，０００万円以下であること。 ●主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和３年の所得合計額が４００万円以下であること。	保険料の 一部を減額

【対象となる保険料】

令和３年度分及び令和４年度分の保険料であって、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に普通徴収（現金納付）の納期限、特別徴収（年金天引き）の場合は、年金給付の支払日が設定されている保険料です。

【申請期限】

令和５年３月３１日

【算出方法】

■減免額は、減免対象保険料額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた金額です

A：同一世帯の属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額 B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が２つ以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額	減免又は免除割合	世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額	減免又は免除割合
３００万円以下	全部	７５０万円以下	１０分の４
４００万円以下	１０分の８	１，０００万円以下	１０分の２
５５０万円以下	１０分の６	事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部	

○その他の要件等についてはお問い合わせください。

（鮫川村役場総務課税務係　TEL0247-49-3111(207)）